25-24

その他事務事業

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
- (1) 庁舎営繕
- (2) 宿日直勤務
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
- (1)会計の設置(普通、特別、公営事業会計)

4 市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施。

また、釧路市・白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、白糠町・音別町の簡易水道事業を特別会計で一本化することとし、下水道事業・国民健康保険診療所・育英基金及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ。

なお、1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ。

(2)指定金融機関等の取扱い

新市においても指定金融機関を指定する。

また、新市の指定から外れた旧自治体の指定金融機関に対しては、指定代理金融機関の指定を考慮。

なお、収納代理金融機関は指定している金融機関を全て網羅。

(3)確定申告の方法、公示送達

会場・期間・受付対象範囲は税務署と協議。

(4)住民基本台帳ネットワーク

住民基本台帳ICカードのメモリ空き領域を利用した独自サービス検討のため、釧路市に準じた検討委員会を設置。

(5)住民票の写し等の夜間等交付事務

土曜、夜間などの住民票等交付事務は以下、ア~イのとおりとする。

- ア 本庁のみ土曜日開庁し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書等の交付、戸籍事 務の受付けを行う。
- イ 勤務時間終了後及び土日・祝祭日の住民票交付事務は、白糠町同様に電話あるい はファクシミリでの予約により受付・交付する。
- (6)議会の開催及び議会報

合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合。

また、議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象とするが、内容は広報委員会の設置 のあり方とともに調整。

- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
- (1)印鑑登録事務

釧路市の条例、規則を引き継ぎ統合し、印鑑登録証はカード方式に再編。

(2)工事等の入札

登録格付け基準の影響が大と認められる場合は制度の一部見直しを検討。

(3) 工事等の指名審査

小修繕・修理を対象とし、釧路市の現行制度には登録できない業者の登録を検討。